

さいたま市建築工事特別共通仕様書

新旧対照表

令和 7 年 1 0 月改定

新	旧	備考
さいたま市建築工事 特別共通仕様書 令和7年10月	さいたま市建築工事 特別共通仕様書 令和7年4月	改定年月の変更
1.1.6 コリnzへの登録 受注者は、受注時又は変更時において、請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリnz）に基づき、受注・変更（工期、配置技術者（現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐）、<u>請負金額</u>に変更が生じた場合）・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行い、「登録内容確認書」を監督職員に提出する。ただし、期間には、さいたま市の休日を定める条例（平成13年5月1日条例第2号）に定める市の休日は含まない。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、監督職員への「登録内容確認書」の提出は省略する。 (ア) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (イ) 登録内容の変更時 <u>配置技術者の変更又は変更契約締結後</u> 10 日以内 (ウ) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 (エ) 訂正時 適宜	1.1.6 コリnzへの登録 受注者は、受注時又は変更時において、請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリnz）に基づき、受注・変更（工期、技術者（現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐）に変更が生じた場合）・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行い、「登録内容確認書」を監督職員に提出する。ただし、期間には、さいたま市の休日を定める条例（平成13年5月1日条例第2号）に定める市の休日は含まない。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、監督職員への「登録内容確認書」の提出は省略する。 (ア) 工事受注時 契約締結後 10 日以内 (イ) 登録内容の変更時 <u>登録内容の変更があった日から</u> 10 日以内 (ウ) 工事完成時 工事完成後 10 日以内 (エ) 訂正時 適宜	公共建築工事標準仕様書の改定により修正
1.2.6 建設副産物の処理等 【 省 略 】 (2) 請負金額が100万円以上の工事（建設資材の利用、建設副産物の発生がない工事を含む）については、工事着手前に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成し、<u>コプリス・プラス登録済確認書と共に監督職員の確認を受ける</u>。また、<u>資源有効利用促進法による計画書現場掲示の対象工事となる場合は</u>、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆の見やすい場所に掲げ、<u>又は再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の内容を記録した電磁的記録を公衆の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供し</u>なければならない	1.2.6 建設副産物の処理等 【 省 略 】 (2) 請負金額が100万円以上の工事（建設資材の利用、建設副産物の発生がない工事を含む）については、工事着手前に再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び<u>工事登録証明書</u>を作成し、<u>施工計画書に含めて提出する</u>。また、<u>法令等に基づき</u>、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、複数の工種にわたって建設資材の利用、建設副産物が発生する場合は、あらかじめ監督職員に報告する。 (3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した工事については、工事完	新システム「コプリス・プラス」への移行により修正

新

旧

備考

い。なお、複数の工種にわたって建設資材の利用、建設副産物が発生する場合は、あらかじめ監督職員に報告する。 (3)再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した工事については、工事完成時に、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を作成し、<u>コブリス・プラス登録済確認書と共に監督職員の確認を受ける。</u> 【 省 略 】	成時に、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書<u>及び工事登録証明書</u>を作成し、<u>書面にて監督職員に提出する。</u> 【 省 略 】	
---	---	--